

無形文化財、有形のデータベース、目に見える議論

— サワウ・プロジェクト —

ガイド・C・ピグリアスコ
小林 誠・四條 真也 (訳)

I はじめに

1990年代初頭、太平洋諸島の人々はローカルな問題に取り組むために、西洋的な法概念をローカルな諸現実に合わせて翻訳し始めた。それと同時に、かれらは自らの文化的、政治的な利害関心に合わせて新たなかたちの視覚メディアを取り入れ始めた [GINSBURG 2011 を見よ]。ギンズバーグとアブ＝ルゴッドとラーキン¹は近年、先住民メディアについての議論が「文化」の占める地位の変化——「文化が国内や世界を舞台にした政治的権利や人権の主張のための拠り所となることで、それが次第に客体化され、媒介されたものになってきた」——を反映していることを見出した [GINSBURG, ABU-LUGHOD and LARKIN 2002: 9]。

もともと法律家として無形文化財の保護に関するスイ・ジェネリス (sui generis) な体制に関心をもっていた私は、2004年10月にフィジーに赴いた⁽¹⁾。私はその時、ユネスコ (UNESCO) や世界知的財産権機構 (WIPO: World Intellectual Property Organization) などの国際機関が太平洋諸島のコミュニティで推進していた「迷路のように複雑な一連の規定 (Byzantin series of regulations)」に対するブラウンの論評 [BROWN 1998: 203; BROWN 2005 も見よ] を読み、困惑していた。同時期に、ブラウンが書いたものを読み、太平洋諸島の諸社会で調査を実施していた私の同僚らは、国際的な法の枠組みから先住民を除外することは、実際的に、新たな知的財産権もしくはそれに類似する権利を作り出すような知的財産権に基づくスイ・ジェネリスなシステムをめぐる交渉の場に先住民が参画するための土台を掘り崩すことになると指摘していた [GEISMAR 2005; RECHT 2009]。フィジー・ベンガ島のサワウの人々およびバリのユネスコで実施した調査から、私は、相互に連結した三つの層——ローカル、ナショナル、トランスナショナル——がオセアニアの文化財に関する権利の確立において弁証法的に作用していることを明らかにした [PIGLIASCO 2007a]。

ベンガで調査をしている間、私はア・イトゥヴァトゥヴァ・ニ・ヴァカンディンディケ・エ・サワウ (A Ituvatuva Ni Vakadidike E Sawau: サワウ・プロジェクト) に携わるようになった。そのプロジェクトは2004年11月に、ベンガにあるダクイベンガ・サワウ地区学校の5人の教師によって出題された宿題に端を発している。サワウ・

プロジェクトの当初の目的は、生徒たちが自らの文化遺産を定義するのに何を重要な要素としているかを同定することにあった。文化遺産プロジェクトを学校カリキュラムに取り入れることで、若い世代の者がフィジーの文化と言語により興味を持つ契機となることが期待された。その時以来、サワウ・プロジェクトは、現行の知的財産権法では共同的に所有される先住民の文化的表現のさまざまなかたちを保護することができず、先住民とかれらの支持者がオルタナティブな保護のあり方について取り決め、それを推進していく必要性があると呼びかけるまでに成長してきた。ヘネシーの格調高い表現では、「同プロジェクトは、文化遺産のマスメディア化につきまとう複雑性と、ポストコロニアルでナショナルな文脈での自己表象に関する先住民の権利の再活性化と主張を描いている」[HENNESSY 2009: 91]。

スヴァにあるタンバナ・ニ・ヴォサ・ケイ・イトヴォ・ヴァカヴィティ (Tabana Ni Vosa kei iTovo Vakaviti: フィジー言語文化研究所) に訪問中、伝統の守護者らが自分たちの村で撮影されたフィルムを編集し、まとめることを依頼しているのを私はたびたび耳にした。フィールドワークを通して、私は多くの写真、音声記録、動画フィルムを収集した。私は、サワウ・ヤブサ (*yavusa*: 部族) の人々のコメントを引き出したいと思い、調査で集めたこうした資料をかれらと共有した。ダクイベンガでカヴァを囲み、私のビデオカメラのスクリーンに映ったそうした映像資料を見ながら、私の調査資料を共同的に分ち合い、協同作業を通じて独自の表象ジャンルへと変形できないかと提案する者もいた。

DVD というフォーマットは、膨大なデータを保存する能力と視聴者が一連のイメージから選ぶことを可能するメニュー選択式の語り——それは、文字テキストとベンガ島の地形図につなげられたストーリー・マップのさまざまななセクションへと迅速にアクセスすることを可能にする——によって、多媒体的で、多声的で、多線的なツールの開発を可能にした⁽²⁾。サワウ・プロジェクトをつくりあげることは、コミュニティからかれらの中での適切さに関するフィードバックに従って、イメージのモンタージュを披露し、議論し、創りあげることから成り立っていた。サワウの最高位首長の従兄弟であるフェリックス・ゾラタナヴァヌア (Felix Colatanavanua) はこのモンタージュの作成のすべての側面に関わっていた。それはつまり、フィルムの選択と編集、言語的と言語外的な暗示を加えるために自身の写真の追加とそれを基にした動画の作成、音楽のアレンジ編集——寛大にもオセアニア芸術文化センターによる支援を受けていた——そして、DVD を使った多線的なインターフェイスの構築である [図1参照]⁽³⁾。

同プロジェクトは、文化遺産——特にヴィラヴィライレヴォ (火渡り) 儀礼——に対するサワウ部族の責任から生じた。この責任とは、人々とヴァヌア (*vanua*: 土地) と他の伝統的・文化的資源との間の永続的な関係に埋め込まれている。この関係の中で、土地はヴィラヴィライレヴォのように究極的には神に属すが、後世のために委託



図1 サワウ・プロジェクトのメインメニュー

された贈物である [PIGLIASCO 2007a, 2011]。守護者としての資格 (custodianship) は永続的な場所の感覚と村落との関係性に関連している。ちょうどかれらのアイデンティティが共同体主義に哲学的に帰着し、神話的・親族的な関係性と絡み合っているように、サワウの人々は自らの伝統的知識と文化的表現 (TKEC: traditional knowledge and expressions of culture) に対する集団的責任を共有しているのである。

ベンガでは、文化的、宗教的、社会的、経済的關係は、市場への統合やテクノロジーの急速な普及——それらは国際的なレベルでの権力のヒエラルキーやグローバル化した法システムそれ自体への伝統的な文化的表現に関する法的規制の効果を反映しながら、アイデンティティの概念、商標化、公的領域、国際機関の正統性を再定義している——を通じて時とともに、次第によりグローバルなものになってきた [PIGLIASCO 2011] ⁽⁴⁾。法の実践と概念を伝統的な文化的表現にあてはめることは、近代的な法に新たな財産のかたちを認識するように挑むものである。

ヴィラヴィライレヴォのパフォーマンスをするベンガ島のサワウ部族のように、ペンテコスト島南部のサ話者は、観光用のナゴル (*nagol*: バンジージャンプの原型となったもの) のパフォーマンスによって、西洋化を受け入れながらも、自らのカスタム・アイデンティティを維持している。ナゴルは、伝統のパフォーマンスであり、潜在的なエスニシティのマーカでもある [De BURLO 1996]。ナゴル・ジャンプのケースにおいて、ペンテコスト島出身者からの申立人の集団は、サント島のパフォーマンスはペンテコスト島でのパフォーマンスの流用だと主張し、被告がナゴル・ジャンプをサント島で行うことを禁止しようとした。1992年7月、ヴァヌアツの首席裁判官(chief

justice) は、「実質的正義」と「慣習との一致」に基づき、ナゴルのパフォーマンスは発祥の地であるペンテコストに返還されるべきと命じた [LINDSTROM 1994: 69-70] ⁽⁵⁾。

フィジーのサワウの状況と並べて考えた時、ヴァヌアツのナゴル・ジャンプのケースでは、どの程度伝統的な文化的表現について認めるべきかが——慣習によってクランや部族の特定のメンバーに与えられているように——国家法によって認識されており、それは簡単に実行へと移しうるため、かなり大きな利権を保持している [LUCAS-SCHLOETTER 2004 を見よ]。現在進行中のナ・イトゥヴァトゥヴァ・ニ・キラカ・イタウケイ・ケイ・ナ・ケナ・マタナタキ (Na ituvatuvu ni kilaka itaukei kei na kena matanataki: 文字通りには、伝統的知識と文化的表現プロジェクトについてのフィジーの国家目録。現在ではカルチャー・マッピング事業と呼ばれる)、太平洋モデル法 (2002 年) のフィジーへの適用である現在審議中の伝統的知識と文化的表現に関する先住民の知的財産権の保護のための法案、2003 年にユネスコによって採択された無形文化遺産の保護に関する条約などによって、フィジーでは近年、無形文化財、無形文化遺産、商品化といった問題が、ローカル、ナショナル、^{リージョナル} 地域的、トランスナショナルなレベルで再浮上してきた。言い換えると、先住民たちは自らを伝統的なコミュニティとして再編成し、自らの創造性とダイナミズムを保ち続けるために、グローバルな市民社会の資源を引き出している [GEISMAR 2005; KURIN 2004; ROBINS 2003; SAHLINS 1999; SILVERMAN 2004]。



図2 DVDのジャケットカバー⁽⁷⁾

フィジーに到着した時、私が関心を持っていたのは、文化的表現を記録し、それらをデータベース上に保存することに関して、ローカル、^{リージョナル}地域的、トランスナショナルなレベルで関心が高まっているのにもかかわらず、先住民のコミュニティ自らそうしたデータベースを編纂したり、またそれらへの権利を持ったりすることがほとんどなかった点である。現在進行中のサワウ・プロジェクト——本論においてそれはDVDの作成をめぐる協同の事例として議論する——は、ヴァヌアツのペンテコスト島のサ人のように、ベンガのサワウ・コミュニティがいかにか「表象のコントロール」[HENNESSY 2009: 91]を達成しようとしているのかを示すものである⁽⁶⁾。

同プロジェクトは、カルチャー・マッピング事業、太平洋モデル法の改正を受けて審議中の法案、無形文化遺産の保護に関する協定などによって提起され、現在直面する懸案について取り組むことで、コミュニティが自らの伝統的知識と文化的表現を再文脈化することを可能にする。

II ローカルな知識とグローバルなコモンズ

知的財産権をめぐる問題の中心は、非物質的な存在の財産権の境界をいかに定めるかにある。インターネットのような革新的なコモンズが創りだされたことによって、知的財産の範疇の外側に位置する「フリー・カルチャー」についての言説が急増している。研究開発と創造力を活性化し、経済的な成長に貢献するため、情報の自由な流れに対する障害を取り除くことが公共の利益に資するというような議論がよくなされる[LESSIG 2004]。こうした視点は、伝統的な文化的表現を管理し続け、その使用を制限しようと苦心しているサワウ人のような先住民にとって、財産権をめぐる権力の不均衡を悪化させるものである。サワウの文化的表現はその守護者らの間では自由に流通する譲渡不可能な財産であるが、自らの社会の外側には開放していない。

まさに、伝統的知識と文化財の保有者は、統制のない公的領域によって、知的財産権で保護されない文化的な素材への自由なアクセスが奨励される状況が作り出されていることに懸念を抱いている。それによって、無形の文化的表現の所有者でない者でも、それを誤用し、コピーし、あるいはパフォーマンスしうることになる。自己決定を目指す先住民の人々は、このグローバル・コモンズへの参加をとりわけ望んでいない可能性がある。「伝統的知識を自由に利用可能な資源として定義づけてしまうため」[BROWN 2003: 237]、公的領域はサワウの文化財概念の活力を奪い、無価値なものにしてしまうかもしれない。公的領域は、今日のサワウ人のような先住民の生活に悪影響を及ぼす無所有(nonproperty)の一形態である。

限定的な保護、あるいはまったく保護されていない状態では、創造者が先住民の文化的表現や作品のほぼすべてがかなり昔からあるものだと明らかにしたとしても、最終的にはそれらは公的領域に属すとみなされてしまう。ほとんどの伝統的なコミュニ

ティでは、長い時間をかけて知識が獲得され、それは次の世代に脈々と継承される。それは常に発展し、変化する性質を持つ。よって、そうした知識が実際にいつ発見されたのか、もしくはいつ創りだされたのか、またいつ公的領域に入り込んでいったのかを確定することは難しい。しかし、一度、公的領域に入りこむと、誰もがそれを自由に再生産することができるようになってしまう。

「フリー・カルチャー」の中でレッシグは、インターネットは「多くの人々がローカルな境界を超えて文化をつくり、育む過程に参加することを可能にした」[LESSIG 2004: 9] と主張する。ボイル [BOYLE 2003] は、人々は自らの遺産を物理的にコントロールしていたので、数世紀前には先住民の歌、踊り、パフォーマンス、儀礼、思想は知的財産の保護を必要としていなかったと論じる。しかし、インターネットの発明以降、先住民は自らの文化財を守るために、デジタルミレニアム著作権法 (the Digital Millennium Copyright Act)、電子窃盗排除法 (No Electronic Theft Act)、



図3 サワウ・プロジェクトがまだ完成していなかった時に、フィジー・サン (Fiji Sun: July 23, 2005, p.2) に掲載された記事。ナヴィティ・リゾートで観光客向けに行われたダウヴィラ (dauvila: 火渡り) におけるサワウ部族出身のパフォーマー。左下、フェリックス・ゾラタナヴァヌア。中央、著者。右、ダクイベンガの首長村の写真。

ソニー・ボノ著作権延長法 (Sonny Bono Copyright Term Extension Act)、さらには収集情報不正利用禁止法 (Collections of Information Antipiracy Act) を適用する必要が出てきた [BOYLE 2003: 42]。

インターネットによって、許可を得ずに再生産された伝統的知識と文化的表現を入手すること、ライブ・パフォーマンスを不当に見せ物にすること、文化の守護者たちと経済的な利益を共有することなしに伝統的知識と文化的表現を商業的に利用することが簡単になった。またそれによって、伝統的な言葉、物語、象徴、示差的な記号を誤用し、しばしばこのような創造や革新の基となった伝統について明示することなしに、文化的、霊的に侮辱し品位を失わせるやり方で、TKEC を利用することが簡単にできるようになってしまった。インターネットは人類がこれまで発明したものの中で最もよく民主主義を現すものであると喧伝されているかもしれない。しかし、レッシグ [LESSIG 2004] が言及しているように、それは他者の文化財の剽窃を罰することができない。

クームは、文化に関する公的領域は「著作権法が著作活動と伝統的に認識するものや、西洋的な創造者に最も特徴的なもののみならず、幅広い範囲の活動と実践を考慮に入れる」[COOMBE 2003: 1181] ことを求めるものであると示唆する。最近彼女は、文化的創造力の多様なあり方を涵養するのに必要な条件を確保するために、「文化遺産」の利用を管理する新たな原則を公式化することが、人々の文化的生き残りのために望まれると述べている [COOMBE 2003: 35]。西洋の法律は、永続的な創造のシステムを意味しており、そこではある一定期間なにかの創造物を人々が所有する。他方、慣習的实践は永続的な所有権のシステムを示唆しており、そこでは人々は自らの所有物を創造する [MOUTU 2009 も見よ]。創造力は TKEC の所有権の譲渡を永続化させるように機能する [STRATHERN 2001]。

サワウ人をとりまく経済状況、あるいはそれに類する経済状況では、人々が自らの文化財に価値を付与しようとしており、物理的で抽象的な労働 (創造性) を定期的に投資する必要がある [LEACH 2004: 154, 162]。よって、商品化は必ずしも正統性と文化遺産に害をもたらしというわけではない。サワウのパフォーマーたちは、文化的な意味の連続を認識しながらも、伝統的な観点から新奇な状況を弁証法的に交渉し、解釈する。別の論文 [PIGLIASCO 2007a, 2011] で私は、観光用の印刷物の中には、伝統的な観点から新奇な状況を解釈し、旅行者=観察者では気づかないような文化的な意味の連続性を認識するローカルな人々の例に満ちていることを指摘した。

Ⅲ スイ・ジェネリスの提案

西洋の著作権の原則は、先住民の文化的表現の十全な保護にとって大きな障害となっている。地理的表示、商標、マオリのトイ・イホ (*Toi-Iho*) のような認証と正

統性のマーク、正統性に関する先住民のラベルの存在は問題が進展していることを示しており、ローカルなコミュニティの誇りをつくりだしているが、それらは単なる付け焼刃に留まっている⁽⁸⁾。そうしたものは、先住民の美術と文化に関して一般の人々の理解を得るために利用されうるが、模倣物がつくられるのを防ぐことはできない。逆に、他の太平洋諸島と同様に、フィジー人たちはアイデンティティ、ブランド化、知的財産に関する独自の概念を数世紀にもわたって保持してきた。土地と慣習への尊敬という汎フィジー的な概念であるヴァカヴァヌア (*vakavanua*: 字義的には、土地のやり方の意) は、ある種のブランド化を伴う西洋的な地理的表示に類似している [PIGLIASCO 2011]。太平洋地域におけるいくつかの画期的なケースでは、先住民の人々の間にアイデンティティ概念と不可分な法システムが存在していたと認識されている⁽⁹⁾。

こうしたケースは、それまで等閑視されてきた非西洋的な認識論が、TKEC を構成し、保護する新たな概念と様式を提供する可能性を持つことをも示唆する。フィジーで制定が見込まれる伝統的知識と文化的表現における先住民の知的財産権保護法案 (Act to Protect the Indigenous Intellectual Property Rights in Traditional Knowledge and Expressions of Culture Bill)——現在 19 度目の改正中である——は、文化遺産に関して新たな知的財産のような権利をつくりだす知的財産に基づくスイ・ジェネリスな制度である。この法案によって、通常、著作権法で禁止される不正使用から TKEC を保護することができる。それは、伝統の所有者と守護者に対して排他的な権利を付与することで、かれらが自らの伝統的知識と文化的表現に関してある特定の活動を他者に認可し、もしくは禁止することを可能にする。またそれは TKEC の使用に関する倫理規定を整備する。つまり、サワウ人のような伝統の所有者と守護者は、自らの TKEC に対して道徳的な権利を保持することになる。

伝統的知識と文化的表現法案は、太平洋共同体 (the Secretariat of the Pacific Community) によって首唱され、ユネスコと WIPO の主導のもとで発展してきた「伝統的知識と文化的表現に関するモデル法 (the Model Law on Traditional Knowledge and Expressions of Culture. 以下、太平洋モデル法 Pacific Model Law)」の改正を反映したものである。同法は、1999 年 2 月にヌメアで開催され、南太平洋地域の 21 の国と地域の代表が集まった「太平洋諸島における伝統的知識及び文化的表現の保護についてのシンポジウム」にて提議された「伝統的知識及び文化的表現の保護のための地域的枠組み (the Regional Framework for the Protection of Traditional Knowledge and Expressions of Culture)」に由来する。そのシンポジウムで、マオリ人研究者のアロハ・テ・パレアケ・ミードは、太平洋地域のために、具体的で、スイ・ジェネリスで、地域的な法的枠組みを構築する必要性を訴えた。西洋の知的財産権法とは異なり、それは伝統的知識と文化に関するあらゆる側面を保護するために祖先の慣習とルールを組み込むことが企図されるべきである [MEAD 2005]。この法律

は、太平洋地域^{リージョン}で初めて、新たな伝統的で道徳的な文化的権利を確立しうるものであった⁽¹⁰⁾。それは、共同体的で、永続的で、譲渡不可能で、排他的なものであり、知的財産権とは関連しているが、それとは区別されるものである。

太平洋モデル法のアプローチは、それまで公的領域の一部と思われがちであった伝統的知識と文化的表現に関する伝統的で道徳的な権利を法制度化するものである。一旦国が TKEC を自らの公的領域の一部であると分類すると、国はその利用をコントロールし始める⁽¹¹⁾。TKEC の保護に関心のある太平洋諸島民は、西洋的な法モデルに倣うのか、もしくは伝統的な文化の守護者による所有と保護のとらえ方に基づいた新たなシステムを制定するのかについて当初より議論してきた。ニュージーランドにおけるマタアトゥア宣言、オーストラリアにおける先住民の知的財産に関する Julayinbul 声明、ハワイにおけるパオアカラニ宣言などの例のように、関係者らは、自らの TKEC の保護において先住民モデルを要求し始めている。知的財産権に関する条約のように、そうした文化的権利に関する先住民の宣言は、しばしば拘束力や強制力のない「ソフトロー」である⁽¹²⁾。

現在、フィジー、ヴァヌアツ、パラオ、パプアニューギニアにおいて改正中である太平洋モデル法は、文化的多様性を脅かす手続き上の画一性を招くことなしに、権利に関する国際的な議論の発展に大きく貢献するものである [PIGLIASCO 2009]。太平洋モデル法は、ナショナルかつ地域的^{リージョナル}というハイブリッドなアプローチを提供する。また、それは地域的^{リージョナル}な法的枠組みを確立するが、その実施については政策立案者に任せることで各国の法とシステムに合わせることができる。太平洋モデル法は、文化財の権利に関する国家法の中に、慣習法と伝統的なガバナンスのシステムを組み込むことを奨励している。それは、自らの慣習的な保護のあり方に従う伝統的な TKEC の守護者が、TKEC の使用に関する主要な意思決定者であり続けるべきと認識する。よって、伝統的な文化にみられる創造性や革新性がローカルなコミュニティの利益となり続けることを保証するものである。フィジーにおける伝統的知識と文化的表現法案の 19 度目の改正の内実はいまだ明らかにされていないが、立法者は伝統的知識・文化的表現機構 (Traditional Knowledge and Cultural Expressions Authority) の設立を検討しているとみられる。それは、議長と 4、5 人の有力な TKEC 保持者によって構成され、年に 4 回以上会議を開く伝統的知識と文化的表現に関する委員会 (Traditional Knowledge and Cultural Expressions Counsel) と TKEC に関する資源・認可センター (Resource and Clearance Center for TKEC) からなると思われる。そのメンバーは、ボセ・レヴ・ヴァカトゥラガ (Bose Levu Vakaturaga: 大首長会議) と相談した上で大臣によって任命され、3 年間の任期で、再選は一度のみ可能である。

IV フィジーの有形のテンプレート

2005年5月に、フィジー言語文化研究所は、「伝統的知識と文化的表現法案——その根本的な趣旨は伝統的知識と文化的表現の保護と維持であり、伝統的知識と文化的表現の非慣習的な目的での使用に対して、伝統的所有者の合意が必要と定めている——を効果的に実施するために」[NEMANI 2005]、カルチャー・マッピング事業を開始した。カルチャー・マッピング事業はデータベースのかたちをとり、地元のソフトウェア会社によって特別に開発されたフィジー語のアプリケーション・ソフトを使用する。それはテキスト、画像、動画、音声を含み、「この国初の先住民の知識に関するデータベース」である [NEMANI 2005]。カルチャー・マッピングの過程と出来上がったデータベースはともに非公開であることから、この目録はネット上で公開されておらず、また先住フィジー人コミュニティ以外の者はアクセスできない。データベースの閲覧は、研究所の高官のみに制限される。しかし、守護者らからインフォームド・コンセントが得られれば、その情報を一般に公開したり、公的に利用したりすることもできる。データベース上の情報は、インフォーマント（伝統的所有者）の許可が得られれば、伝統的知識と文化的表現の守護者である、部族、クラン、家族のメンバーのみに限って入手することができる [NEMANI 2005]。

フィジーのデータベースでは、人々は依然として伝統的所有者であり、創造者、作成者である。研究所[フィジー言語文化研究所]は、単なる仲介者^{ファシリテーター}に過ぎない。フィジーのカルチャー・マッピング事業は、西洋の知的財産法に代わるスイ・ジェネリスな保護の手段を提供し、TKECを共同体の財産として扱う [NEMANI 2005]。

さらに、伝統的知識と文化的表現法案が法律として制定されれば、「伝統的な文化的表現に関するコレクションとデータベースは、文化的表現の表現方法のみならず、そうした表現が表象する内容と思想に関してもスイ・ジェネリスな保護の対象となる」[NEMANI 2005]。

フィジーの文化の調査に関する方針について研究所が推奨するガイドラインは、カルチャー・マッピングに参加するすべての太平洋諸島国によって「テンプレート」として近年採用されるにいたったが [REGENVANU 2009]、ミシワイニ・ゲレンゲレタンブア所長は、フィジーとロトゥマ島を構成する15の地域に散らばる1179の村——それぞれ独自のローカルな知識・文化システムがある——をマッピングすることは大きな挑戦であると指摘する。政府の資金には限りがあることに加えて、カルチャー・マッピング事業はその他にも多くの困難に直面している。

ローカルなコミュニティのメンバー間での所有をめぐる争い・・・フィジーのほ

とんどの村人たちのメンタリティは、文化を守ったり、再活性化させたりすることではなく、貨幣の獲得へ向かっている。ローカルなコミュニティにおける若者たちの無関心を考えると、かれらに自ら率先して活動するよう説得するのは非常に難しい……しばしば、村人たちはどちらかというあまり活動に乗り気ではない……経済的な利益を見出すことができないため、伝統の所有者のコミュニティからは無関心が伝わってくることの方が多い [QERERETABUA 2008: 6]。

V サワウ・プロジェクト

サワウ・プロジェクトはカルチャー・マッピング事業が直面する諸問題——「フィジー政府内部でのミスコミュニケーション、請求した予算に対する財務省の承認の遅れ、四半期ごとに出る助成金の遅延」[NEMANI 2005]——を負う必要なしに、サワウの文化遺産の重要な要素を自らが決めたやり方に沿って記録し、保護することを目的として活動を続けてきた。

サワウ・プロジェクトは、ベンガの地図上にクリックできるアイコンが配置され、視聴者が自ら画面をスクロールし、文化的データをたどることができるストーリー・マップである。先住民の知識や文化はコミュニティのメンバーの意識の中に散在しているが、地図というかたちでまとめられたことがなかったため、そうしたものを目に見えるかたちで表すことはとても難しい。このストーリー・マップは、サワウの村々、文化的な遺跡、そして記憶が呼び戻され、保護される起点となる。

トゥイ・サワウ (Tui Sawau: サワウ部族の最高位首長) とサワウ・クランのメンバーの同意のもと、サワウ・プロジェクトの目的は、サワウの伝統遺産 (おもに火渡り儀礼ヴィラヴィライレヴォ) の誤用、誤積、誤解を防ぐことになった⁽¹³⁾。映像資料は、すべてフィジー語のまま保存されており、サワウ・コミュニティのメンバーおよび司祭クランであるナイヴィランガタ (Naivilaqata) の長とタンバナ・ニ・ヴォサ・ケイ・イトヴォ・ヴァカヴィチ (フィジー言語文化研究所) の双方から許可を得た研究者に限定されて公開される。デジタル・メディアを使ったこの革新的なプロジェクトは、最小限の流通量になるよう企図されており、学術的な文脈で限定的に公開される。

近代化の波に立ち尽くす「失われた部族」のような古いステレオタイプを打ち破り、文書や映像記録を保管するために、インターネットを利用する先住民集団が増加している [WILSON and STEWART 2008: 21, 30; CHRISTEN 2005 も見よ]。サワウ・プロジェクトは、そのスタート時からインターネット上で広く公開することも可能であった。しかし、サワウのメンバーらは、他者が自分たちのイメージをどのように利用するのかまでコントロールすることができず、結果的にコミュニティに悪影響を及ぼすことを懸念した。資金面、通信環境、情報技術へのアクセスなども問題であるが、プロジェクトにインターネットを使用するか否かを判断するには、フィジーの伝統的

知識と文化的表現法案が強制力を持つ法になるまで、待たなければならないだろう。



図4 2005年1月、ダクイベンガにて。マリカ・ティヴィティヴィ (Marika Tivitivi) が、ヴィラヴィライレヴォ儀礼の伝統的な守護者であるナイヴィランガタ・クランの系譜図の再構成に協力している。この系譜図は8世代遡り、275人をリストアップする。

VI サワウ・プロジェクトが示唆するもの

先住性をめぐるグローバルな政治の出現、文化観光ブーム、何が知的財産や文化的知識を構成し、誰がそれらを所有するのかをめぐる議論の興隆の中で、ここ20年の間に、より多くの先住民たちが新たなテクノロジーの利用し始めた [CHRISTEN 2005; GREGORY 2006]。かつて先住民たちは、理想、道徳、物語を伝え、保存する際に、口頭での伝承に頼っていた。先住民メディアのプロデューサーであるジェレミー・トリーは「知識を保有するコミュニティがなくなる限り、血縁関係にある人々の中にとどめておけば、伝統的知識を維持するそうしたメカニズムは、独創的で、移動可能で、壊れることはない」 [TORRIE 2005: 16] と主張している。民俗学者とパフォーマンス研究者は、非西洋の文化的実践を保全・保護し、維持することを狙った新たなやり方は、実際には伝統文化を客体化し、孤立化してしまうと主張した。それらは、変化し続けてきた実践を固定化してしまう危険性を孕むのである [BROWN 2003, 2005a; KIRSHENBLATT-GIMBLETT 2004]。しかし、サワウ・プロジェクトが利用する新しいメディアは——近年、オーストラリアや南北アメリカで行われてい

るデジタルアーカイブ・プロジェクトと同様に——、人々が自らの選択に基づいて自身の過去へと到達し、ダイナミックな未来への道を切り開くことができることを示す [CHRISTEN 2005: 318; CLIFFORD 2004: 23; GRAHAM 2005: 625]。

サワウ・プロジェクトは、常に発展し続ける、終わりのないプロジェクトである。ギンズバーグの言葉を借りるなら、こうしたメディアの美しさと価値は、テキスト外 (extratextual) にあり、「それらが媒介し、具現化し、創造し、拡張する文化的・社会的過程によって創造される」 [GINSBURG 1994: 370; quoted in HENNESSY 2009: 91]。それはさらなる調査を促し、また、自分たちの遺産に関する写真や情報の追加を通して、サワウ・コミュニティ全体が参加する機会を提供する。それゆえ、本や映画のような固定化されたメディアとは異なり、それは歴史的な時間のなかに文化を冷凍保存することはない。カルチャー・マッピングは、人々の空間認識を表現するための方法となり、先住民の資源管理に関する問題意識を共有し、有形・無形の先住民の文化遺産を保護するためのなくてはならない道具である。このような文化遺産プロジェクトは、TKEC の創造の過程とその分配をコントロールすることを可能にする。

三脚を使っていれば「DVD の映像の質が向上していた」に違いないというヘネシーの意見 [HENNESSY 2009: 91] にも一理あるが、サワウ・プロジェクトは、伝統的な形態や象徴を保護する社会的介入をその場所で行いたいという要求に応えるために、新たな方法論が創造されうるということを示している。サワウ・プロジェクトは、人類学者がテレビクルーの相談役となり、外国人にエキゾチックな文化を伝えたり、魅惑的な民族誌的映像で共感を呼ぶたぐいの社会的介入を意図した『ディスアピアリング・ワールド』のようなドキュメンタリーではない [BANKS and MORPHY 1997]。このプロジェクトは、スイ・ジェネリスな方法での保護を進めながら、サワウの文化的遺産を凝集させることを目的としている。ドキュメンタリーではなく、単なる断片的な記録^{ドキュメント}の集合体であるサワウ・プロジェクトは、サワウの人々の遺跡、物語、共有された記憶に関する目録をつくりだす。サワウ・プロジェクトは、土着のアジェンダに耳を傾け、ローカルに主導権をゆだね、記録された無形文化遺産がダイナミックでメタ文化的な性質を持つことを可能にする。サワウ・プロジェクトは応用的な映像人類学と法人類学のかけ橋であり、その場所での社会的介入の一つのかたちであり、無形文化財の前向きな保護を目指したスイ・ジェネリスなアプローチであり、調査研究の能力、教育的な映像の方法論、フィジーのコミュニティ間の紐帯ならびに組織的な協同を支援する再帰的な道具である [PIGLIASCO 2007 を見よ]。

カルチャー・マッピング事業に関わる現地の研究者チームを支援し、観察した私自身の経験によれば、かれらは自らと自らの文化との適切な知的・感情的距離を保つのに苦勞するようだ [CLIFFORD 1997; OHNUKI-TIERNEY 1984 を見よ]。「内部」の研究者は、「外部」の研究者と同じくらい倫理的で、礼儀をわきまえ、自省的で、批判的でなければならない。内部の者の失敗は、外部の者のそれよりも言い訳が通りに

くいかもしい [TUHIWAI-SMITH 1999 を見よ]。「いまや様々なかたちでの協同が不可欠である」[LASSITER 2005: 74]。西洋的な生活をする首長家族の二人が私と一緒にプロジェクトを支え、サワウの最高位首長から支持され、フィジー言語文化研究所から支援を受けてはいたが、サワウのメンバーの熱狂的な反応を目の当たりにすると、サワウ・プロジェクトはヘゲモニーを握る支配的エリートだけによるものではないことがわかる。サワウ・プロジェクトは首長を神格化するものではなく、デジタル技術を利用して伝統文化を称揚するプロジェクトである。

サワウの人々にとって、サワウ・プロジェクトに収録されている写真は、法的な道具以上の意味を示す。それらは、時間の経過に対する意識や、祖先からうける影響、新たな自己意識に命を吹き込む。参加者たちは、自らの社会の語りと美的なドラマの観客となった。かれらのほとんどは、「ナバホ・スタイル」のように撮影する側になったり、カルチャー・マッピングの過程に加わったりすることはない。しかし、出来上がったDVDを見ている間、社会的アクターだった人々は、自らの文化の根本的な思想やコードについて関心を高めることで、エージェントとなる[GEERTZ 1973]。フィジーの人々は社会的な抑圧に苛まれていないため、このプロジェクトは社会革命でもない。その代わり、サワウ・プロジェクトは、外的な圧力——メソジスト派やペンテコステ派教会、観光産業などの主なるヘゲモニックな力で、変化と歪曲のエージェント——への応答である。サワウ・プロジェクトは継続的なプロジェクトとして企図されているため、時間だけがその結果に関する最終的な結論を教えてくれるだろう。

しかし、私が考えるもっと必要で大切なことは、トラブル続きのフィジーの過去と現在という観点から、エージェント、アーキテクチャー、伝統知識や文化的表現と関連する法概念についての三層^{レイヤー}のプロローの影響を注視することである。2006年12月5日の出来事は、フィジーでは慣習法や首長の権威の求心力などとともに法の支配が危機に瀕しているか、もしくは崩壊してしまったことを示している。デジタルな時代である現代のフィジーでは首長やその関係者への負担はかつてないほど重くのしかかっている。2006年12月に起きたフィジーで4度目のクーデターは、単に政治的権力や経済的な力をめぐる出来事ではない。むしろそれは、太平洋や世界中の他の紛争と同様に、過去に関する見解の相違に起源を持つ変革の過程であり、そこでは、新たな民主主義的、憲法的な必要性和照らし合わせて、ローカルなアクターが自らの伝統、アイデンティティ、遺産をめぐる考え方に関して妥協と交渉を迫られている。

フィジーの初代総督であるアーサー・ゴードン卿にとっての喫緊の課題は、「原住民の法と慣習をどの程度、そしてどのように有効なまま残し、イギリスの法をどの程度導入したらよいのか」[GORDON quoted in RILES 2003: 193] というものだったとライルズは述べている。ゴードンの言葉によれば、コモンローが「首長の地位をおとしめ、無能にしてしまう」[GORDON quoted in RILES 2003: 194] 危険があるということだ。著作権法とスイ・ジェネリスな法律とによって構成されるフィジーで提

議された二重の知財システムは、コモンローに追加されるかたちで130年以上前にゴードンが構想した、フィジーの慣習法に基づく原住民法典 (Native Code) をほうふつとさせる。しかし、フィジーを初めとする太平洋地域における遺産保護の政策は、文化財は人々が当然持つ権利であるという考えを強化するだけでなく、かつてとは異なる意味で自己開発や自己決定が文化の表象をめぐる中心的な問題であることを明らかにするものである。

本稿は、Guido Carlo PIGLIASCO 2009 *Intangible Cultural Property, Tangible Databases, Visible Debates: The Sawau Project. International Journal of Cultural Property* 16: 255-272. の全訳である。

注

- 1) 1999年と2002年の2ヶ月間、フィジーで予備調査を実施した。
- 2) 南太平洋大学メディアセンターの支援によって、1分間の試作品がつくられた。サワウの首長家族のために、私はそれをスヴァのフィジー博物館、太平洋共同体の事務局、情報・通信・メディア省に持っていった。フィジー言語文化研究所は本プロジェクトに関心を示し、すぐにフィジー系問題・文化遺産省によってカルチャー・マッピング事業と連携することが認められた。フェリックス・ゾラタナヴァヌアと私は、DVDを編集するために研究所の設備とソフトウェアを利用することを許可された。編集作業は2005年5月から始まり、2005年10月まで続けられた。
- 3) フェリックス・ゾラタナヴァヌアはサワウの遺産をいかに視覚的に表象するのかを思い描いた。彼は、カナダの映画製作会社で働いていたが、私がベンガに到着したのと同じ頃に帰国していた。サワウプロジェクトは、彼と彼の母、トゥイ・サワウの姉妹ロ・メラニ・トゥイマタニシガ (Ro Mereani Tuimatanisiga、彼女もまた最近イギリスから帰国していた) によるかれらの人々と土地に対する責任を果たしたいという願いと重なり合う。導入部では、ロ・メラニ・トゥイマタニシガによるフィジー語での5分間のスピーチ映像が流される。
- 4) 伝統的に、ベンガ島のサワウ部族の司祭クラン (*bete*) であるナイヴィランガタ (Naivilaqata) のメンバーのみによって実施されてきたフィジーの火渡り儀礼 (ヴィラヴィライレヴォ) は、観光用に商品化された供儀儀礼の典型的な例である。現在では、ベンガでの伝統の再生産は、グローバル化や商品化といった社会的過程によってかたちづけられている。フィジーにおける観光産業の急速の発展に伴い、ヴィラヴィライレヴォをまねた偽のパフォーマンスも行われ、新たなかたちの誤用と誤解を招いている [PIGLIASCO 2011 を見よ]。
- 5) *In re the Nagol Jump, Assal and Vatu v. Council of Chiefs of Santo* (1980-1994) Van LR 545.
- 6) 人類学者ソロルフ・リップ (Thorolf Lipp) とマルティナ・クレイナート (Martina Kleinert) とヴァヌアツ・ペンテコスト島ブラップのサ人たちが共同で最近始めたオンライン上の多声的な民族誌プロジェクトを参照。http://www.ursprung-in-der-suedsee.de (accessed June 19, 2009)。
- 7) デビッド・ハミルトン=ジョーンズ (David R.W. Hamilton-Jones) によるイラスト。
- 8) トイ・イホの正統性マークはニュージーランドの政府機関であるクリエイティブNZ (Creative NZ) に登録されているが、同機関は最終的にはそれをマオリによって運営される組織へ移管することを目指している [SOLOMON 2006]。
- 9) *Mabo and Others v. Queensland* ([No 2] (1992) 175 CLR 1); *Wik Peoples v. Queensland* (1996 187 CLR 1) と比較せよ。
- 10) 伝統的知識及び文化的表現の保護のための地域的枠組み3 (13) により定義される。
- 11) このことは *domaine public payant*——フランス語の概念で、1976年チュニス・モデル法で提唱され、公

的領域における文学的、音楽的な作品の使用に対してロイヤリティの支払いを必要とするもの——を課すことと類似している。

- 12) 「ソフトロー」は、伝統的な文化的形態に関して許可を得ずにパフォーマンスしたり、見せ物にしたりすること、再生産すること、あるいは放送したり、公的領域に向けて他のやり方で伝達することを防ぐための条件を定めていないか、もしくはそうしたことを防げることはない (i.e. 1961年ローマ条約)。それらは「民俗的作品」などのようにあいまいに言及し (i.e. 1967年ベルン条約 15 (4) 条項)、文化財の商品化を促進する一方で著者の道徳的な権利を守り損ねている (i.e. TRIPS 協定 2.1 条項; 14.1 条項; 39.3 条項)。
- 13) ヴィラヴァイレイレヴォに加えて、サワウ部族の漁師クラン (gonedau) によって特別な機会に実施される伝説的な追い込み漁に関する映像記録が一時的に導入部分の映像に挿入されている。2009年5月には、ダクイベンガで追加の映像が撮影され、新しい漁網 (lawa) がつくられる過程が記録された。

参考文献

- BANKS, Marcus and Howard MORPHY (eds.)
1997 *Rethinking Visual Anthropology*. New Haven: Yale University Press.
- BOYLE, James
2003 Foreword: The Opposite of Property? *Law and Contemporary Problems* 66(1-2): 1-74.
- BROWN, Michael F.
1998 Can Culture Be Copyrighted? *Current Anthropology* 39(2): 193-206.
2003 *Who Owns Native Culture?* Cambridge: Harvard University Press.
2005 Heritage Trouble: Recent Work on the Protection of Intangible Cultural Property. *International Journal of Cultural Property* 12: 40-61.
- CHRISTEN, Kimberly
2005 Gone Digital: Aboriginal Remix and the Cultural Commons. *International Journal of Cultural Property* 12: 315-345.
- CLIFFORD, James
1997 Spatial Practices: Fieldwork, Travel, and the Disciplining of Anthropology. In *Anthropological Locations: Boundaries and Grounds of a Field Science*, edited by A. Gupta and J. Ferguson, 185-222. Berkeley: University of California Press.
2004 Looking Several Ways: Anthropology and Native Heritage in Alaska. *Current Anthropology* 45(1): 5-30.
- COOMBE, Rosemary
2003 Fear, Hope, and Longing for the Future of Authorship and Revitalized Public Domain in Global Regimes of Intellectual Property. *DePaul Law Review* 52: 1171-91.
2005 Cultural Rights and Intellectual Property Debates. *Human Rights Dialogue* (Carnegie Council on Ethics and International Affairs) (Spring 2005): 34-36.
- De BURLO, Chuck
1996 Cultural Resistance and Ethnic Tourism on South Pentecost, Vanuatu. In *Tourism and Indigenous People*, edited by R. Butler and T. Hinch, 257-76. London: International Thomson Business.
- GEISMAR, Haidy
2005 Copyright in Context: Carvings, Carvers, and Commodities in Vanuatu. *American Ethnologist* 32 (3): 437-59.
- GEERTZ, Clifford
1973 *The Interpretation of Cultures: Selected Essays*. New York: Basic Books.
- GINSBURG, Faye

- 1994 Embedded Aesthetics: Creating a Discursive Space for Indigenous Media. *Cultural Anthropology* 9(3): 365-82.
- 2011 Native Intelligence: A Short History of Debates on Indigenous Media and Ethnographic Film. In *Made to Be Seen: Perspectives on the History of Visual Anthropology*, edited by J. Ruby and M. Banks. Chicago: University of Chicago Press.
- GINSBURG, Faye, Lila ABU-LUGHOD, and Brian LARKIN
- 2002 Introduction. In *Media Worlds: Anthropology on New Terrain*, edited by F. Ginsburg, L. Abu-Lughod, and B. Larkin, 1-36. Berkeley: University of California Press.
- GRAHAM, Laura
- 2005 Image and Instrumentality in a Xavante Politics of Existential Recognition: The Public Outreach Work of Eténhiritipa Pimentel Barbosa. *American Ethnologist* 32(4): 622-41.
- GREGORY, Sam
- 2006 Transnational Storytelling: Human Rights, WITNESS, and Video Advocacy. *Visual Anthropology Review* 108(1): 195-204.
- HENNESSY, Kate
- 2009 A Ituva Ni Vakadidike E Sawau: The Sawau Project DVD. *Visual Anthropology Review* 25 (1): 90-2.
- KIRSHENBLATT-GIMBLETT, Barbara
- 2004 Intangible Heritage as a Metacultural Production. *Museum International* 56(1): 45-65.
- KURIN, Richard
- 2003 Safeguarding Intangible Cultural Heritage in the 2003 UNESCO Convention: A Critical Appraisal. *Museum International* 56(2): 66-77.
- LASSITER, Luke E.
- 2005 *The Chicago Guide to Collaborative Ethnography*. Chicago: University of Chicago Press.
- LEACH, James
- 2004 Modes of Creativity. In *Transactions and Creations: Property Debates and the Stimulus of Melanesia*, edited by E. Hirsch and M. Strathern, 151-75. New York: Berghahn.
- LESSIG, Lawrence
- 2004 *Free Culture: How Big Media Uses Technology and the Law to Lock Down Culture and Control Creativity*. New York: Penguin.
- LINDSTROM, Lamont
- 1994 Traditional Cultural Policy in Melanesia (Kastom Polisi long Kastom). In *Culture, Kastom, Tradition: Developing Cultural Policy in Melanesia*, edited by L. Lindstrom and G. White, 67-81. Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific, Suva.
- LUCAS-SCHLOETTER, Agnès
- 2004 Folklore. In *Indigenous Heritage and Intellectual Property: Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore*, edited by S. von Lewinski, 257-377. The Hague: Kluwer Law International.
- MEAD, Aroha
- 2005 Personal communication, Call of the Earth Llamada de la Tierra, June 6, 2005, Suva.
- MOUTU, Andrew
- 2009 The Dialectic of Creativity and Ownership in Intellectual Property Discourse. *International Journal of Cultural Property* 16(3): 309-324.
- NEMANI, Sipiriano
- 2005 Personal communication to the author May 10, 2005, Suva.
- OHNUKI-TIERNEY, Emiko

- 1984 Critical Commentary: Native Anthropologists. *American Ethnologist* 11 (3): 584-86.
- PIGLIASCO, Guido Carlo
- 2007a *The Custodians of the Gift: Intangible Cultural Property and Commodification of the Fijian Firewalking Ceremony*. PhD thesis, University of Hawai'i at Mānoa.
- 2007b Visual Anthropology and Jurisprudence: The Sawau Project. *Anthropology News* 48 (1): 65.
- 2009a Local Voices, Transnational Echoes: Protecting Intangible Cultural Heritage in Oceania. In *Sharing Cultures 2009: International Conference on Intangible Heritage*, edited by S. Lira, R. Amoêda, C. Pinheiro, J. Pinheiro and F. Oliveira, 121-27. Barcelos, Portugal: Green Lines Institute.
- 2009b Sorry, We Branded Ourselves Long Ago: Cultural Property and Commodification of Fijian Firewalking. Submitted to *American Anthropologist* on May 17, 2009
- 2011 Are the Grassroots Growing? Intangible Cultural Heritage Lawmaking in Fiji and in Oceania. In *Made in Oceania Social movements, cultural heritage and the state in the Pacific*, edited by K. Rio and E. Hviding. Oxford: Sean Kingston.
- PIGLIASCO, Guido Carlo, and Felix COLATANAVANUA
- 2005 *A Ituwatuva Ni Vakadidike E Sawau (The Sawau Project)*. DVD. Suva, Fiji: Institute of Fijian Language and Culture.
- QEREQERETABUA, Misiwaini
- 2008 Cultural Mapping: An Approach to Safeguarding Indigenous Fijians' Intangible Cultural Heritage. Paper presented at the Asia/Pacific Cultural Centre for UNESCO Training Course for Safeguarding of Intangible Cultural Heritage, Tokyo, Osaka, and Kyoto, Japan, January 21-26, 2008.
- RECHT, Jo
- 2009 Hearing Indigenous Voices, Protecting Indigenous Knowledge. *International Journal of Cultural Property*. 16 (3): 233-254.
- REGENVANU, Ralph
- 2009 Personal communication to the author March 26, 2009, Honolulu.
- RILES, Annelise
- 2003 Law as Object. In *Law and Empire in the Pacific: Fiji and Hawai'i*, edited by S. E. Merry and D. Brenneis, 187-212. Santa Fe: School of American Research Press.
- ROBINS, Steven
- 2003 Comment to Adam Kuper 'The Return of the Native.' *Current Anthropology* 44(3): 398-99.
- SAHLINS, Marshall
- 1999 What Is Anthropological Enlightenment? Some Lessons of the Twentieth Century. *Annual Review of Anthropology* 28: i-xxiii.
- SILVERMAN, Erik Kline
- 2004 Cannibalizing, Commodifying or Creating Culture? Power and Art in Sepik River Tourism. In *Globalization and Culture Change in the Pacific Islands*, edited by V. Lockwood, pp. 339-57. New York: Prentice-Hall.
- SOLOMON, Maui
- 2006 Personal communication to the author July 29, 2006, Honolulu.
- STRATHERN, Marilyn
- 2001 Introduction: Rationales of Ownership. In *Rationales of Ownership: Ethnographic Studies of Transactions and Claims to Ownership in Contemporary Papua New Guinea*, edited by L. K. Kalinoe and J. Leach, 1-12. Wantage: Sean Kingston Publishing.
- TORRIE, Jeremy

2005 An Epic Battle of Whales, Rabbits and Warriors. *Cultural Survival Quarterly* 29(2): 16-17.

TUHIWAI-SMITH, Linda

1999 *Decolonizing Methodologies: Research and Indigenous Peoples*. London: Zed Books.

WILSON, Pamela, and Michelle STEWART

2008 Indigeneity and Indigenous Media on the *Global Stage*. In *Global Indigenous Media: Cultures, Poetics, and Politics*, edited by P. Wilson and M. Stewart, 1-35. Durham: Duke University Press.